

勤労者短観からみた就業調整と 第3号被保険者の動向について(上)

連合総研副所長 平川 則男
連合総研主任研究員 伊藤 彰久

はじめに

2023年6月13日、政府のこども未来戦略会議において、少子化対策を内容とした「こども未来戦略方針」が確認され、同日、閣議決定された。

その方針において、いわゆる「年収の壁(106万円/130万円)」への対応が明記され、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに加え、「被用者が新たに106万円の壁を超えても手取り収入が逆転しないよう、労働時間の延長や賃上げに取り組む企業に対し、複数年(最大3年)で計画的に取り組むケースを含め、必要な費用を補助するなどの支援強化パッケージを本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む」とされている。

このような「年収の壁」の議論は、今回、新たな問題として議論されたのではない。以前から、年間所得が130万円を超えないよう就業調整をすることについては繰り返し問題となり議論がされてきた。しかし今回、その議論が活性化した原因は、2022年10月から開始された、被保険者数101人以上事業所への短時間労働者に対する健康保険・厚生年金の適用拡大(対象人員約40万人)が実施されたことにあると考えられる。つまり、中小企業においては人手不足が顕著となっている中、一部の短時間労働者が健康保険・厚生年金の適用を回避するため労働時間を短くする動きが生じ、事業所によっては、労働力不足に拍車をかけたことが想定される。ただ、2016年10月に実施された適用拡大の対象人員も39万人であり、規模として今回と同程度であったが、大きな混乱はみられなかった。それは、被保険者数が501人以上であり、比較的大きな企業であったこと、事業所数も今回ほど多くはなかったことであると考えられる。しかし今後、2024年10月からは被保険者数51人以上の事業所が適用拡大となり(対象人員約20万人)、対象企業が増えることが想定され、労働力を確保できない中小の事業所では、就業調整による労働力不足というインパクトが生じる可能性がある。一方で、適用拡大は、被保険者にとっては自身の厚生年金の権利を確立し、

安定した老後生活を過ごす上で極めて重要である。

そこで、本稿では、第45回勤労者短観における就業調整の実態調査をもとに、就業調整している方の状況や、第3号被保険者制度が時代の変化の中で、様々な課題が生じていることに加え、制度の性格が変化しつつあることについて2回に分けて述べていきたい。

I 女性高齢者の生活実態

厚労省の2021年度公的年金財政報告(2023年3月30日)にある、「旧厚生年金(基礎年金含む)の老齢年金支給月額」の分布をみると、男性は月16~20万円にピークがある一方、女性は月8~12万円にピークがあり、男女間の大きな格差がみられる。これは、現役時代の厚生年金(もしくは第3号被保険者)の期間や厚生年金の標準報酬額に大きな格差があったからである。

そのような格差は、高齢者の生活実態にどのような影響をもたらしているのか。内閣府が実施した「令和元年度高齢者の経済生活に関する調査」によると、1か月の収入額(夫婦合計)の男女・年齢別(65歳以上)の比較をみると、男性は、年齢別による収入格差は小さいが、女性は年齢が高くなるにつれて収入の減少が見られている。これは、女性の場合、配偶者の死亡によって世帯収入の減少が見られることが要因と考えられる

更に、女性高齢者の収入額に限ってしてみると、配偶者と離別した方の41.2%が月収10万円以下。結婚したことがない方の25.9%も10万円以下となっている(ただし、これらの区分のサンプルが極端に少なく、あくまで参考として考える必要がある)。

なお、2021年度公的年金財政状況報告によると、女性の厚生年金(民間被用者)は、1995年の1088万人から、2021年には1590万人まで増加した。また、標準報酬額は、男性は2003年に431,195円、2021年は427,563円と低下したのに対し、女性は263,018円から288,501円と増加した。このことは、男女の厚生老齢年金の給付格差は徐々にではあるが縮小すること

が予想される。

2 第3号被保険者の全体像

第3号被保険者の実態を簡単に紹介したい。2021年度公的財政状況報告によると第3号被保険者は、2021年度時点で763万人であり、公的年金の被保険者4534万人の16.8%となっている。そこで、厚生年金被保険者(民間被用者)が第3号被保険者を支える割合、つまり「扶養率」を制度創設時と今日の差を計算してみた。制度が創設された、1986年の厚生年金被保険者は2699万人、第3号被保険者は1093万人で「扶養率」は40.5%となる。2021年度をみても、厚生年金被保険者は4065万人、第3号被保険者は763万人、「扶養率」は18.8%までに低下している。第3号被保険者制度は、「妻の基礎年金はこれまでの夫の加給年金を妻名義にした」「これまで通り夫の保険料でまかなわれることにしてもそうおかしくない¹」との解釈からすると、厚生年金被保険者全体で第3号被保険者を支えるという考え方が、厚生年金の被保険者の間で理解できるかどうか判断が分かれる段階と言える可能性がある。

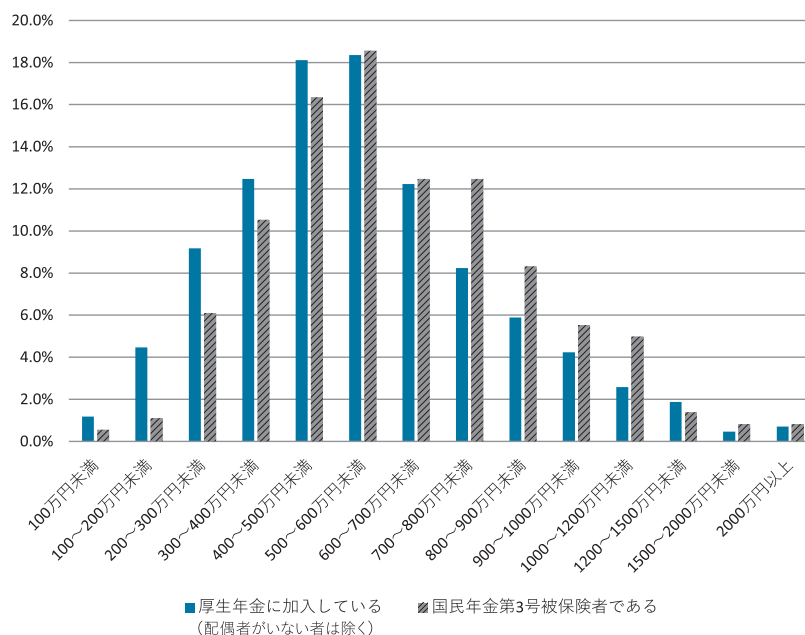
次に第3号被保険者の世帯所得であるが、残念ながら近年の調査ではまとまったデータを見つけることはできなかった。そこで参考に、2022年12月に連合総研が実施した「非正規で雇用される労働者の働

き方・意識に関するアンケート調査²をもとに、非正規で雇用されている者のうち、厚生年金に加入している世帯所得(配偶者がいない者は除く、n=425)と第3号被保険者の世帯所得(n=361)を比較したところ、**図1**の通り、第3号被保険者の世帯所得は厚生年金加入者の世帯所得よりも比較的高い傾向にあるものの、必ずしも高所得に重心があるわけではなく幅広く分布している。

次に、第3号被保険者の就労状況の変化を見てみたい。2010年公的年金加入状況等調査(2010年調査)では、第3号被保険者は1109万人である。この調査では、被雇用者と位置付けられるのは「会社員・公務員」という分類になると思われるが、その数は125万人である。一方2021年公的年金加入状況等調査(2019年調査)では、第3号被保険者は830万人、「会社員・公務員」は370万人である。第3号被保険者全体は減少している一方で、会社員・公務員は、人数・割合はともに大幅に増えており、もはや、3号=「専業主婦」というイメージとは言えない状況にある**(図2)**。

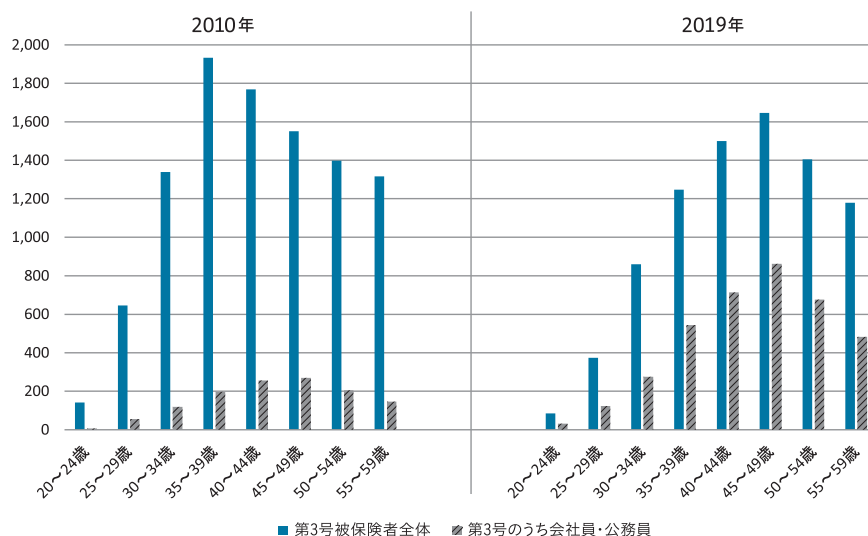
そのうち、就業調整をしている人の具体的な規模感について考えてみたい。引き続き2021年公的年金加入状況等調査によると、社会保険適用の賃金要件(月額8万8千円)や扶養基準(年収130万円)を気にしている可能性のある層は、基本給が月額7万8千円~12万5千円未満の層である考えると、これらの層は163万人という結果となっている。

図1 非正規で雇用されている世帯所得の割合、厚生年金・第3号比較



連合総研「非正規で雇用される労働者の働き方・意識に関するアンケート調査」
2022年12月実施より平川作成

図2 第3号被保険者数と第3号被保険者のうち「会社員・公務員」の変化



厚生省・公的年金加入状況等調査・2010年及び2021年より平川作成

一方、総務省の2017年度就業構造基本統計調査では、就業調整の動向について調べており、非正規の職員(2,133万人)の中で、社会保険適用の賃金要件・扶養基準を気にしている可能性のある、「配偶者あり」「20~59歳」「所得50~149万円」の階層は305万人となっている。ただし、就業構造基本統計調査の所得区分の幅が大きく、100万円~130万円あたり人数は不明である。

では実際に、厚生年金の適用となりそうになったとき、第3号被保険者はどのような動きをとっているのか。独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)が2022年11月に実施した、「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」「働き方に関するアンケート調査」³では、2022年10月より適用拡大対象となった企業に勤務する短時間労働者(n=1,163人)を対象に、自身の働き方や社会保険の適用状況の変化について尋ねている。そのうち、第3号被保険者(n=417人)では「厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える(維持できる)よう、所定労働時間を延長した(してもらった)」と「所定労働時間はそのまま、厚生年金・健康保険が適用された」が合わせて19.2%。「厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した(してもらった)」が17.7%となっており、適用された者と適用されないよう労働時間を調整した者が半分ずつとなっている。厚生年金に適用されるとなると、就業調整するものは一定数存在するが、新たに厚生年金に加入する者も多くいることに注目する必要がある。

それでは、就業調整する方はどのような方なのか。

3 連合総研・勤労者短観調査 結果における就業調整の状況

(1) 勤労者短観の目的と実施方法

連合総研は、勤労者の生活の質の現状を把握するため、年2回(10月、4月)、「勤労者の仕事と暮らしに関するアンケート調査」(勤労者短観調査)を実施し、景気、家計消費、雇用などの主要な生活関連活動の動向、またその時々の生活・労働の問題点について調査し、政策課題等への資料となる論点を報告書に取りまとめ、公表している。

勤労者短観は、株式会社インテージリサーチに調査委託を行い実施している。具体的には、首都圏及び関西圏に居住する20~64歳の民間企業に雇用されている人を対象に、平成29年就業構造基本調査に基づいて、居住地域・性・年代・雇用形態で層化した割り付け基準を作成し、2,000人の回答が得られるよう、同社のアンケートモニター登録者に調査票を無作為に配信し、web画面上で回答を得る方法により行っている。

2023年4月1~5日に実施した第45回調査では、トピック調査として就業調整についての設問を含めた。これらの設問については上記2,000人ベースでは回答数が少数であったため、首都圏及び関西圏のサンプル割付をベースとした割り付け基準により、全国から得た4,307人の回答を分析対象とした。回答方法は首都圏・関西圏版と同じである。

(2) 就業調整の有無

回答者本人に関する就業調整の有無について設問した(単一回答)⁴。回答は、全国(N=4,307)のうち年

齢60歳未満、かつ、既婚(配偶者あり)、かつ、自分以外に賃金収入を得ている人が「いる」、かつ、自分以外で賃金収入を得ている人について「配偶者」と回答した人についてのみ、集計した。これらの条件に合致する対象者は1,495人であった。

このうち、就業調整を「している」とするものは23.5%であった。「している」は、女性と非正社員において多かった。また、国民年金第3号被保険者の47.1%が「している」と回答した。なお、男性の13.3%、正社員の15.2%、同第2号被保険者の15.4%が「している」と回答した。

図表1 就業調整の有無 (QT21)

単位:%

	就業調整をしている	就業調整をしていない	わからない
合計(1495)	23.5	65.7	10.8
男性(694)	13.3	74.6	12.1
女性(801)	32.3	57.9	9.7
正社員(984)	15.2	73.9	10.9
非正社員(511)	39.3	49.9	10.8
第2号被保険者(861)	15.4	77.2	7.3
第3号被保険者(291)	47.1	44.3	8.6

(注1) ()内は、回答者数(N)

(注2) 全国(N=4,307)のうち年齢60歳未満、かつ、既婚(配偶者あり)、かつ、自分以外に賃金収入を得ている人が「いる」、かつ、自分以外で賃金収入を得ている人について「配偶者」と回答した人のみ集計

(3) 就業調整をしている理由

就業調整を「している」と回答した351人から、就業調整をしている主な理由の回答を得た(3つまで回答)⁵。合計では、「社会保険料負担が生じないようにするため」(35.9%)、「家事や介護、子育てなどの時間を確保したいから」(34.2%)、「税の控除から外れると所得税や住民税などが増えるから」(33.3%)の順に多かった。

「社会保険料負担が生じないようにするため」、「税の控除から外れると所得税や住民税などが増えるから」「企業の配偶者手当がもらえなくなるから」は、女性、非正社員、国民年金第3号被保険者において特に

多く、同第3号被保険者の約3分の2が「社会保険料負担が生じないようにするため」と回答した。

また、「家事や介護、子育てなどの時間を確保したいから」は女性、正社員・非正社員、国民年金第2号及び第3号被保険者を通じて3割以上であった。「健康上の理由で長く働けないから」はいずれの属性においても6~8%程度の回答があった。

「自分のための時間を確保したいから」、「特にない」は男性、正社員、同第2号被保険者において特に多かった。「事業主から就業調整をするよう求められているから」も女性、非正社員、同第3号被保険者の7.5~8.8%に対し、男性、正社員、同第2号被保険者は10.5~16.3%であった。

(4) 今後の労働時間に対する考え

就業調整をしている理由として、「社会保険料負担が生じないようにするため」、「税の控除から外れると所得税や住民税などが増えるから」、「事業主から就業調整をするよう求められているから」のいずれか一つでも選択した人192人から、今後の労働時間に対する考えについての回答を得た(単一回答)⁶。全体では「手取りが増えるのであれば、今よりも労働時間を長くしたい」(50.0%)が最多で、「今の労働時間で働きたい」(38.5%)と合わせ約9割を占めた。「社会保険料・税の負担に関係なく、今よりも労働時間を長くしたい」(5.7%)を合わせると、55.7%が労働時間を延ばす意向を持っている。

「手取りが増えるのであれば、今よりも労働時間を長くしたい」は女性、非正社員、国民年金第3号被保険者より男性、正社員、同第2号被保険者の方が多かった。同第3号被保険者においては、「手取りが増えるのであれば、今よりも労働時間を長くしたい」と「今の労働時間で働きたい」が44.6%で同率であった。「手取りが増えるのであれば、今よりも労働時間を長くしたい」と「社会保険料・税の負担に関係なく、今よりも労

図表2 就業調整をしている主な理由 (回答は3つまで) (QT23(I))

単位:%

	社会保険料負担が生じないようにするため	税の控除から外れると所得税や住民税などが増えるから	事業主から就業調整をするよう求められているから	自分のための時間を確保したいから	家事や介護、子育てなどの時間を確保したいから	健康上の理由で長く働けないから	企業の配偶者手当がもらえなくなるから	その他	特にない
合計(351)	35.9	33.3	10.3	23.4	34.2	7.1	8.8	1.7	11.1
本人									
男性(92)	12.0	14.1	16.3	30.4	15.2	6.5	0.0	0.0	25.0
女性(259)	44.4	40.2	8.1	20.8	40.9	7.3	12.0	2.3	6.2
正社員(150)	8.7	10.7	14.0	24.0	35.3	6.0	1.3	2.0	20.7
非正社員(201)	56.2	50.2	7.5	22.9	33.3	8.0	14.4	1.5	4.0
第2号被保険者	12.8	12.0	10.5	27.1	38.3	6.8	3.0	2.3	15.8
第3号被保険者	65.7	59.9	8.8	21.9	32.1	7.3	16.8	2.2	2.9

(注1) ()内は、回答者数(N)

(注2)「本人」はQT21で<就業調整をしている>と回答した人のみ集計

図表3 今後の労働時間に対する考え (QT24)

単位:%

		今の労働時間 で働き続けたい	手取りが増えるのであれば、今よりも労働時間を長くしたい	社会保険料・税の負担に関係なく、今よりも労働時間を長くしたい	今よりも労働時間を短くしたい	わからない
本人	合計(192)	38.5	50.0	5.7	3.6	2.1
	男性(36)	25.0	61.1	2.8	5.6	5.6
	女性(156)	41.7	47.4	6.4	3.2	1.3
	正社員(46)	28.3	58.7	2.2	6.5	4.3
	非正社員(146)	41.8	47.3	6.8	2.7	1.4
	第2号被保険者(41) 第3号被保険者(112)	29.3 44.6	51.2 44.6	4.9 7.1	7.3 2.7	7.3 0.9

(注1) ()内は、回答者数(N)。QT23(1)の各選択肢の合計数とは一致しない(複数回答のため)
 (注2) QT23(1)で「社会保険料負担が生じないようにするため」、「税の控除から外れると所得税や住民税などが増えるから」、「事業主から就業調整をするよう求められているから」のいずれかに回答した人のみ集計

働時間を長くしたい(7.1%)を合計(51.7%)すると、同第3号被保険者の過半数が労働時間を延ばす意向を持っている。

4 就業調整による年金額への影響の認知状況について

2023年4月実施の勤労者短観のトピック調査では、就業調整が年金額に与える影響に関する認知状況についても把握した。

(1) 就業調整による年金額への影響に関する全体的な認知状況

「就業調整(就業時間や日数を短くすること)をすると、老後の年金額に影響が出る場合があることを知っていますか」(単一回答)との設問に対し、合計(4,307人)の64.4%が「知らない」、35.6%が「知っている」と回答した。

る」と回答した。

この認知状況については、就業調整の有無によって大きな差がみられた。就業調整を「している」人においては55.6%が「知っている」のに対し、「していない」人においては「知っている」は31.1%にとどまった。特に、就業調整をしていない国民年金第3号被保険者においては、「知っている」は20.9%に過ぎず、約8割が年金額への影響を「知らない」と回答している。また、国民年金被保険者区分について「わからない」とする人では「知らない」が9割以上であった。

(2) 属性別の認知状況

就業調整による年金額への影響に関する認知状況について、回答者の属性でχ²乗検定により有意な関係性がみられたもの(p≦0.01)を以下のとおり示す。なお、性別及び年齢についてはp≦0.1、就業形態については有意な関係性は見られなかった。以下、図表に

図表4 就業調整による年金額への影響の認知状況

単位:%

	よく知っている	知っている	あまり知らない	知らない
合計(4307)	10.0	25.6	30.7	33.7
非正社員(1459)	9.7	24.8	29.7	35.8
年齢60歳未満かつ配偶者が有職者(1495)	10.0	24.3	30.8	34.8
就業調整をしている(351)	18.8	36.8	27.6	16.8
非正社員(201)	15.9	37.3	28.9	17.9
第3号被保険者(137)	14.6	40.1	29.2	16.1
就業調整をしていない(982)	8.2	22.9	33.2	35.6
非正社員(255)	6.3	20.8	33.7	39.2
第3号被保険者(129)	6.2	14.7	35.7	43.4
わからない(162)	1.2	6.2	23.5	69.1

(注1) ()内は、回答者数(N)
 (注2) <知らない> = 「知らない」+「あまり知らない」
 (注3) <知っている> = 「よく知っている」+「知っている」

おけるデータラベルの色は、比率の差の検定(対合計行/列、対指定行/列)の結果である。

xx.x	有意水準5%で高い	xx.x	有意水準1%で高い
yy.y	有意水準5%で低い	yy.y	有意水準1%で低い

①雇用契約期間区分別の認知状況

回答者の雇用契約期間区分別の認知状況を示したのが図表5である。雇用契約期間が短いほど認知度が高い傾向がみられる。

②賃金年収階層区分別の認知状況

回答者の賃金年収階層区分別の認知状況を示したのが図表6である。賃金年収が高いほど認知度が高い傾向がみられる。

③勤め先の従業員規模区分別の認知状況

回答者の勤め先の従業員規模区分別の認知状況を示したのが図表7である。従業員規模が大きいほど認知度が高い傾向がみられる。

④職種区分別の認知状況

回答者の職種別の認知状況を示したのが図表8である。職種ごとに認知状況に差がみられる。

⑤労働組合の有無別の認知状況

回答者の勤め先の労働組合の状況別の認知状況を示したのが図表9である。勤め先に労働組合がある人の方が、労働組合がない人に比べ認知度が高い傾向がみられる。

(DIO No.390へ続く)

図表5 就業調整による年金額への影響の認知 (F4-2 雇用契約期間)

単位:%(度数)	よく知っている	知っている	あまり知らない	知らない
χ ² 乗値 86.88112**				
有意確率 0				
合計(4307)	10.0	25.6	30.7	33.7
期間の定めはない(定年までの雇用を含む)(2475)	9.8	25.2	30.8	34.1
1か月未満(19)	31.6	10.5	10.5	47.4
1か月以上6か月以下(236)	10.6	30.5	28.4	30.5
6か月超1年以下(293)	11.9	33.8	25.6	28.7
1年超3年以下(190)	13.7	26.3	30.0	30.0
3年超5年以下(160)	8.8	30.0	35.6	25.6
5年超(714)	9.4	25.4	33.5	31.8
わからない(220)	6.4	12.3	28.2	53.2

図表6 就業調整による年金額への影響の認知 (F9 過去1年間のご自身の賃金年収(税込))

単位:%(度数)	よく知っている	知っている	あまり知らない	知らない
χ ² 乗値 114.25105**				
有意確率 0				
合計(4307)	10.0	25.6	30.7	33.7
ない(150)	8.7	10.0	29.3	52.0
100万円未満(415)	8.9	22.2	33.0	35.9
100~200万円未満(607)	10.5	25.7	26.4	37.4
200~300万円未満(733)	8.7	24.0	29.5	37.8
300~400万円未満(721)	10.5	26.9	30.4	32.2
400~500万円未満(546)	9.7	26.4	34.2	29.7
500~600万円未満(361)	10.0	26.3	31.9	31.9
600~700万円未満(232)	10.3	32.3	32.3	25.0
700~800万円未満(172)	12.8	30.2	32.0	25.0
800~900万円未満(117)	16.2	31.6	29.9	22.2
900~1000万円未満(82)	9.8	25.6	28.0	36.6
1000~1200万円未満(66)	13.6	36.4	33.3	16.7
1200~1500万円未満(29)	17.2	24.1	37.9	20.7
1500~2000万円未満(16)	0.0	37.5	37.5	25.0
2000万円以上(60)	0.0	15.0	28.3	56.7

図表7 就業調整による年金額への影響の認知 (F20 勤め先の従業員規模)

単位:%(度数)	よく知っている	知っている	あまり知らない	知らない
χ ² 乗値 126.81064** 有意確率 0				
合計(4307)	10.0	25.6	30.7	33.7
9人以下(346)	9.5	20.2	30.9	39.3
10~29人(439)	10.7	20.0	31.2	38.0
30~99人(630)	9.4	24.4	31.9	34.3
100~299人(580)	9.0	26.2	36.4	28.4
300~499人(261)	11.1	29.9	31.4	27.6
500~999人(274)	12.0	29.6	32.1	26.3
1,000~2,999人(356)	13.5	29.8	28.4	28.4
3,000人以上(818)	10.9	32.6	26.8	29.6
わからない(603)	6.6	17.7	29.0	46.6

図表8 就業調整による年金額への影響の認知 (F21 職種)

単位:%(度数)	よく知っている	知っている	あまり知らない	知らない
χ ² 乗値 112.34536** 有意確率 0				
合計(4307)	10.0	25.6	30.7	33.7
管理職(課長クラス以上)(321)	15.0	30.2	29.6	25.2
専門・技術職(696)	10.1	30.2	29.0	30.7
事務職(1099)	11.7	27.0	31.6	29.7
営業・販売職(592)	8.3	25.2	32.6	34.0
サービス職(613)	7.5	22.0	35.4	35.1
保安・警備職(23)	13.0	26.1	34.8	26.1
生産技能(405)	9.1	25.2	29.1	36.5
輸送・機械運転(103)	8.7	22.3	21.4	47.6
建設作業・採掘(60)	1.7	18.3	26.7	53.3
運搬・清掃・包装作業(194)	9.3	18.0	29.9	42.8
その他(89)	6.7	28.1	23.6	41.6
わからない(112)	12.5	11.6	22.3	53.6

図表9 就業調整による年金額への影響の認知 (QR24 勤め先の労働組合の状況)

単位:%(度数)	よく知っている	知っている	あまり知らない	知らない
χ ² 乗値 76.01228** 有意確率 0				
合計(4307)	10.0	25.6	30.7	33.7
労働組合がある(1552)	11.7	29.4	29.6	29.3
労働組合がない(1806)	10.1	25.5	32.2	32.2
労働組合があるかどうかわからない(949)	7.0	19.6	29.7	43.7

- 1 新年金法 吉原健二 全国社会保険協会連合会 1987年3月30日
- 2 非正規で雇用される労働者の働き方・意識に関するアンケート調査 連合総研 2022年3月
- 3 「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」(企業郵送調査)及び「働き方に関するアンケート調査」(労働者 Web 調査) 結果 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 2023年5月16日
- 4 「あなたは、就業調整(就業時間や日数を短くすること)をしていますか。」
- 5 「あなたが就業調整(就業時間や日数を短くすること)をしている主な理由を3つまでお答えください。」
- 6 「あなたの今後の労働時間について、あなたのイメージや考えに近いものをお答えください。」

(本稿はあくまで個人的な見解であり、連合総研もしくは連合を代表しているものではありません。)